

2020年6月5日

株 主 各 位

本 店 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
東 京 本 部 東京都千代田区外神田三丁目12番8号

株式会社 アプラスフィナンシャル

代表取締役社長 清 水 哲 朗

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご送付いただくか、またはインターネットによって議決権を行使することができますので、議決権行使についてのご案内をご高覧のうえ、いずれかの方法により、2020年6月24日（水曜日）午後5時35分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
日本橋室町野村ビル 8階
3. 株主総会の目的事項
 - 報告事項1 第65期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第65期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 代理人によるご出席の場合

代理人が株主総会に出席される場合、その代理人は当社の議決権を有する株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会にご出席の際に、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「事業報告の会社の体制及び方針」、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.aplusfinancial.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容につきまして、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または上記の当社ホームページにおいて掲載することにより、お知らせいたします。
- ◎ 決議の結果につきましては、上記の当社ホームページにおいて掲載することによりお知らせいたします。

来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染拡大予防のため、来場自粛をお願いしております。

本株主総会の議決権行使は、書面（郵送）またはインターネットによる方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。（詳細は3頁をご参照ください。）

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染拡大状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会当日ですが、状況に応じて、受付にて検温させていただき、37.5℃以上の発熱や咳などの症状のある株主様のご入場をお断りさせていただくなど、会場において感染予防のための措置を講じる場合もありますので、予めご了承ください。

ご協力のほどお願い申し上げます。

《議決権行使についてのご案内》

1. 当日ご出席いただく場合

当日ご出席の際は、お手数ながら**同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出**くださいますようお願い申し上げます。

2. 書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示いただき、**2020年6月24日（水曜日）午後5時35分までに到着**するようにご返送ください。

3. インターネットによる議決権行使の場合

- (1) インターネットによる議決権行使は、**2020年6月24日（水曜日）午後5時35分まで受付**いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- (2) インターネットによる議決権行使は、以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトURL】<https://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード*」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）



- (3) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用になり、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話：0120-652-031（午前9時～午後9時）

<用紙の請求等、その他のご照会>

三井住友信託銀行株式会社 証券代行事務センター
電話：0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以上

(添付書類)

事業報告

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の日本経済につきましては、堅調な企業収益や設備投資の増加、個人消費の持ち直しにより、緩やかな回復を続けてまいりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会・経済活動の自粛、内外需要の縮小の影響により、年度末にかけて景気悪化の懸念が急速に高まりました。

当業界におきましては、ECマーケットの持続的拡大や、キャッシュレス・ポイント還元事業に後押しされたキャッシュレス決済の裾野拡大により、カードビジネスの安定した成長が続きました。一方で、積極的なプロモーションを展開するコード等決済サービスの急速な台頭と多様化により、業態の垣根を越えた競争が激化しました。

このような中、新生銀行グループは2019年度を初年度とする中期経営戦略において、「価値共創による成長追求と経営資源の最適活用による提供価値の最大化」を基本方針に掲げ、それに沿って当社グループは、①既存ビジネスの改善・改良による収益拡大と環境変化への対応、②構造改革推進による徹底した省力化と人材の活用、③働きがいのある職場づくり、を戦略の骨子として更なる成長を目指すスタートを切りました。

中期経営戦略に掲げる価値共創型ビジネスの取り組みとして、2019年9月に株式会社新生銀行がAPAMAN株式会社より株式会社全国賃貸保証の全株式取得に向けた株式売買契約を締結いたしました。日本一の賃貸あっせん店舗数と日本最大級の賃貸管理戸数を有し、入居者・不動産所有者などの巨大なプラットフォームを持つAPAMANグループとの営業協力体制の一層強化を図り、当社グループにおける家賃保証業務の収益拡大に取り組んでまいりました。また、ネオバンク・プラットフォーム「BANK I T[®]」によるスマートフォンアプリ、API連携を通じたシステム提供を2020年3月より開始いたしました。「BANK I T[®]」は、資金移動業及び前払式支払手段発行業の登録がある株式会社アプラスが事業主体となり、新生銀行グループが有する決済、為替及び与信機能などの金融サービスをカフェテリア形式でパートナー企業に提供するサービスとなります。「BANK I T[®]」のサービス提供を通じて、新生銀行グループが保有する金融ライセンスや金融・決済システムを活用し、顧客基盤を有するパートナー企業やF i n t e c h企業と協業しながら、

次世代に必要となる金融・決済サービスを開発し、新たな金融体験を提供してまいります。

キャッシュレス決済の分野におきましては、海外インバウンド向けコード等決済サービスの「Alipay」、「WeChat Pay」に加えて、東アジア地域からの訪日観光客による利用が見込まれる「Kakao Pay」「AlipayHK」「JKOPAY」を新たに導入いたしました。国内決済サービスの「auPAY」「d払い」「LINE Pay」「メルペイ」「PayPay」と合わせまして、アクワイアリング業務による国内の利用店舗網の拡大とお客さまの利便性の一層の向上に取り組んでまいりました。また、地方金融機関と加盟店紹介業務の提携を進め、観光資源の豊かな地域におけるキャッシュレス決済の一段の普及を図るとともに、お客さまの幅広い決済ニーズへの対応に取り組んでまいりました。

資本政策につきましては、2019年5月15日付の「自己株式（優先株式）の取得および消却に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社が発行するD種優先株式について、定款に定められた価格により、2019年5月30日付で金銭を対価として株式会社新生銀行から取得（強制償還）し、同日付で消却いたしました。これは、当社グループの業績の安定や自己資本の十分な積み上がりなどを踏まえて実施したもので、今後についても、これらの状況を慎重に見極めたうえで、残存する優先株式の処理を柔軟に進めていく方針としております。

当連結会計年度における業績につきましては、営業収益は78,895百万円（前連結会計年度末比3.1%増）となりました。営業費用は74,271百万円（同0.7%増）となりました。この結果、営業利益は4,623百万円（同65.8%増）、経常利益は4,386百万円（同54.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,871百万円（同15.6%増）となりました。

なお、期末配当につきましては、内部留保による財務基盤の強化を図るとともに、優先株式の処理に備えた自己資本の充実を図るため、誠に遺憾ではございますが、すべての種類の株式について無配とさせていただきます。株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 事業別の概況

【ショッピングクレジット事業】

ショッピングクレジット事業におきましては、同じ新生銀行グループの昭和リース株式会社との協業によるバンダーリースや個人向けオートリースの営業活動を強化いたしました。また、パソコン、スマートフォン、タブレット端末からWEB経由で申込が完結するeオーダーの拡大により一般商品の取扱を伸ばしてまいりました。

【カード事業】

カード事業におきましては、TSUTAYAフランチャイズ店との連携強化や、その他提携先との新たな提携カードの発行などに取り組んでまいりました。2019年12月には当社が発行するクレジット機能付きTカードの中で最もTポイント付与率が高く、さらに特定加盟店でのご利用でポイントアップ特典を受けられる「Tカードプラス PREMIUM」の発行を開始いたしました。2020年3月には1回払いでのカードショッピングご利用分をあとから回数指定分割払いへ変更できるサービス「あとから分割」の取扱を開始いたしました。

【ローン事業】

ローン事業におきましては、住関連商品は厳格な与信運営のもと良質債権の積み上げに努めてまいりました。また、お客さまの豊かな生活と我が国の住宅政策に貢献できる「社会貢献型ビジネス」の事業理念に基づく商品としてリバースモーゲージ型住宅ローンの営業推進に取り組んでまいりました。2019年7月には人生100年時代に対応した返済期間35年（最長）のリフォーム資金に特化した「リフォームローン ゆとりR35」の取扱を開始いたしました。

【ペイメント事業】

ペイメント事業におきましては、口座振替やコンビニ決済等の集金代行サービスは安定した成長が続きました。2019年12月には賃貸経営における入居者の審査から家賃の回収、督促までの賃貸管理業務や付帯費用を保証する従来の家賃サービスに加えて、賃貸物件内で起きた入居者の孤独死等によって生じる空室期間中の逸失利益を補償する退去保証プランを備えた家賃サービス「プラス」(W)の取扱を開始いたしました。

【その他子会社】

当社子会社である全日信販株式会社につきましては、当社主要子会社の株式会社アプラスに吸収合併する方針となっており、カードの新規募集は2015年度に停止し、ショッピングクレジットの新規申込受付につきましても2017年度より株式会社アプラスへ集約いたしました。

【セグメント別取扱高】

セグメント	取扱高(百万円)	前連結会計年度比(%)
ショッピングクレジット事業	461,546	122.1
カード事業	653,759	101.1
ローン事業	27,763	57.6
ペイメント事業	1,773,726	109.8
その他子会社	7,425	53.3
合計	2,924,221	108.3

(注) 主要な子会社である株式会社アプラス及び株式会社アプラスパーソナルローンが行う事業を「ショッピングクレジット事業」、「カード事業」、「ローン事業」及び「ペイメント事業」に区分し、また、全日信販株式会社をはじめとするその他の子会社を「その他子会社」と区分しております。

各セグメントの主な内容は、以下のとおりであります。

「ショッピングクレジット事業」は個別信用購入あっせん業務及び信用保証業務、「カード事業」は包括信用購入あっせん業務及びクレジットカードを手段とした融資業務、「ローン事業」は融資業務、「ペイメント事業」は主として集金代行業務であります。

(3) 資金調達などについての状況

① 資金調達

当社は、2019年12月5日に第6回無担保社債を発行し、10,000百万円の資金調達を行いました。

② 設備投資

該当する重要な事項はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当する重要な事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受け

該当する重要な事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当する重要な事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当する重要な事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2017年3月期 第62期	2018年3月期 第63期	2019年3月期 第64期	2020年3月期 第65期 (当連結会計年度)
取 扱 高(百万円)	2,420,659	2,543,553	2,701,203	2,924,221
営 業 収 益(百万円)	71,869	74,338	76,555	78,895
経 常 利 益(百万円)	7,644	6,118	2,834	4,386
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	7,175	7,127	2,484	2,871
1株当たり当期純利益(円)	4.71	4.68	1.63	1.88
純 資 産(百万円)	94,053	92,824	80,541	65,568
総 資 産(百万円)	1,055,781	1,195,863	1,444,293	1,515,396

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2017年3月期 第62期	2018年3月期 第63期	2019年3月期 第64期	2020年3月期 第65期 (当事業年度)
取 扱 高(百万円)	—	—	—	—
営 業 収 益(百万円)	4,794	1,595	1,499	1,408
経 常 利 益(百万円)	5,199	1,071	972	780
当 期 純 利 益(百万円)	5,183	865	972	995
1株当たり当期純利益(円)	3.40	0.57	0.64	0.65
純 資 産(百万円)	79,422	70,234	56,126	40,053
総 資 産(百万円)	135,531	130,412	136,295	123,084

- (注) 1. 第63期は、前期までに比べ、子会社からの配当金が減少いたしました。
2. 第65期(当連結会計年度)につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(5) 対処すべき課題

中期経営戦略

当社グループでは、グループの融合により革新的金融サービスを提供し、リーンなオペレーションと卓越した生産性・効率性を実現することを中長期ビジョンに掲げ、新生銀行グループの主要な子会社グループとして、各間接機能の高度化と当社グループを含む広範な金融機能全てを含む新生銀行グループでの全体最適を追求することでグループガバナンスの強化を図るとともに、グループ各社で重複する機能を集約することで生産性・効率性の向上を目指しています。

2019年度を初年度とする3カ年の中期経営戦略の概要は以下のとおりです。

「アプラスグループ中期経営戦略（2019年度～2021年度）の概要」

中長期ビジョン

グループの融合により革新的金融サービスを提供し、リーンなオペレーションと卓越した生産性・効率性を実現する

基本方針

価値共創による成長追求と経営資源の最適活用による提供価値の最大化

中期経営戦略骨子

①既存ビジネスの改善・改良による収益拡大と環境変化への対応

- ・ショッピングクレジット事業：多方面の資金ニーズに対応するプラットフォームとして展開
- ・カード事業：キャッシュレス化の中心として、よりアクティブな顧客基盤の拡充
- ・ペイメント事業：決済手段多様化に対応した新規ビジネス展開と既存ビジネスの収益力強化
- ・ハウジング事業：既存商品の充実と新商品へのチャレンジによる長期優良債権の安定的積上げ
- ・ペイメントソリューションを強力に推進するコンサルティング営業体制推進
- ・新生銀行グループ一体となった営業連携、新規事業の推進

②構造改革推進による徹底した省力化と人材の活用

- ・新たな仕組みの導入、オペレーションセンターと回収センターの融合により高品質・高効率センター体制を構築
- ・営業戦略、構造改革を支えるシステム開発・運用体制実現
- ・拠点再編、子会社統合の着実な実施

③働きがいのある職場づくり

- ・多様性の尊重と機会の平等を目指して、コミュニケーションの充実と隅々まで目の届くマネジメントを追求

(6) 企業集団の主要な事業セグメント<2020年3月31日現在>

- | | | |
|---|---------------|-------------------------------|
| ① | ショッピングクレジット事業 | 百貨店・量販店・小売店等における都度契約によるあっせん取引 |
| ② | カード事業 | クレジットカードによるあっせん取引・カードキャッシング |
| ③ | ローン事業 | 個人ローン |
| ④ | ペイメント事業 | オートネットサービス(集金代行業務)、コード等決済サービス |

(7) 企業集団の主要拠点等<2020年3月31日現在>

① 当社の主要な営業所

本店	大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
東京本部	東京都千代田区外神田三丁目12番8号

② 重要な子会社

株式会社アプラス	大阪市浪速区
株式会社アプラスパーソナルローン	大阪府吹田市
全日信販株式会社	岡山市北区

(8) 企業集団の使用人の状況<2020年3月31日現在>

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,263 (468) 名	40 名減 (19 名減)

(注) 使用人数は就業人員であり、嘱託及び臨時雇人は()内に平均雇用人員数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4 名	1 名減	41.7 歳	18.6 年

(注) 嘱託及び臨時雇人はおりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況<2020年3月31日現在>

① 親会社の状況

会社名	議決権の被所有割合
株式会社新生銀行	94.97 (93.34) %
新生フィナンシャル株式会社	93.34

- (注) 1. 「議決権の被所有割合」の()内は、間接被所有割合で内数であります。
2. 株式会社新生銀行は、新生フィナンシャル株式会社の発行済普通株式数の100%を保有する親会社であります。
3. 株式会社新生銀行の上記議決権所有割合のうち直接保有割合(1.62%)は、2019年3月期に係る配当がなかったため、第一回B種優先株式、H種優先株式に対して、定款規定により議決権が発生したものであります。

② 親会社との間の取引に関する事項

当社は、当期において、親会社である株式会社新生銀行から自己株式の取得を行いました。本取得は、将来にわたる優先株式の配当負担の軽減と普通株式の希薄化を抑制することを目的として、当社定款第12条の2第10項(金銭を対価とする取得条項)の規定に基づき、発行済のD種優先株式の全部を取得(強制償還)したものであります。

当社取締役会は、当社グループの業績の安定や自己資本の十分な積み上がりなどを踏まえ、本取得の決定を行っています。また、当該取得価格は、上記定款に規定された計算方法に従い適切に算出されたものです。

これらのことから、当社取締役会は、本取得は当社の利益を害することはないと判断しております。

また、当社は、親会社との間で資金の借入等の取引がありますが、当該取引を行う場合、社内の規定により事前に取引条件の妥当性について弁護士等の第三者による意見を聴取のうえ、取引内容、取引金額等に応じて、取締役会の承認を得ることとしております。

取締役会は、第三者意見を踏まえ、これら取引条件が当社の利益を害するものでないことを確認のうえ、適正性、妥当性を判断し、公正かつ適正に可否を決定しております。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社アプラス	15,000 百万円	100.00 %	信販業
株式会社アプラスパーソナルローン	100	100.00	消費者金融業
全日信販株式会社	1,000	100.00	信販業

(注) 当連結会計年度末における連結対象子会社は株式会社アプラス等を含め4社であります。

④ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計	当社の総資産額
株式会社アプラス	大阪市浪速区湊町一丁目2番3号	35,965 百万円	123,084 百万円

(10) 企業集団の主な借入先の状況<2020年3月31日現在>

借入先	借入金残高
株式会社新生銀行	106,500 百万円
株式会社三井住友銀行	19,870
株式会社あおぞら銀行	19,260
株式会社みずほ銀行	15,000
信金中央金庫	14,190

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

投資用マンションローン問題への対応

当社グループは、株式会社アプラス（以下、「アプラス」という。）がアルヒ株式会社（以下、「アルヒ」という。）と提携して取り組んだ投資用マンションローンにおいて、審査書類の改ざんや不自然な不動産評価があった等の一部報道を受け、社外の弁護士を委員長とする特別調査委員会を社内に設置し、調査を実施いたしました。

その結果、収入証明書の改ざんが行われたと認定された案件が24件ありましたが、当社グループの役職員の収入証明書改ざんへの関与については、示唆または黙認を含め、そのような事実は認められませんでした。また、不動産の評価については、第三者評価機関の不動産評価が社内で改ざんされるなどの不正や、第三者評価機関によって不当な不動産評価がなされたものは認められませんでした。

特別調査委員会からは、収入証明書の改ざんを生じさせた背景として、投資用マンションローンの商品設計・審査体制上の問題や、ガバナンス・内部統制の体制に関する問題が指摘されました。具体的には、投資用マンション市場における商品特性や市場状況を踏まえれば、悪質な不動産販売事業者が存在する可能性を想定し、顧客保護の観点からもより慎重な商品設計や審査体制の構築、不動産販売事業者の厳格な管理が必要であったこと、審査事務の軽減や効率化を図るためとはいえ、与信判断の基準の一つとなる返済比率の考え方が、アルヒ及び不動産販売事業者に共有されていたこと、投資用マンションローンと『ARUHI提携型サポートクレジット』を組み合わせることが、与信限度額の実質的な引き上げにつながったことなどが挙げられています。

特別調査委員会からは、再発防止策として以下の提言を受けました。

- ・今後の新規商品導入における商品特性の重視
- ・事業運営における審査機能の独立性確保
- ・事業者管理の再確認
- ・効率性とリスク管理のバランス

当社グループでは、この提言を受け、具体的な再発防止策を策定し、同様の事態を発生させることのないよう取り組んでまいります。

なお、アプラスでは、ハウジング関連商品のうち、アルヒ提携の投資用マンションローン及び『ARUHI提携型サポートクレジット』を含む、以下の投資用ローン商品について、新規取扱を廃止いたしました。

- ・投資用マンションローン
- ・サポートクレジットインベストプラン
- ・サポートクレジットインベストプランW
- ・アパート応援プラン（中古）
- ・賃貸マンションローンMAX

お客さまをはじめ当社グループを取り巻くステークホルダーの皆さまにご心配をお掛けしたことにつき、深くお詫び申し上げます。

2. 会社の株式に関する事項<2020年3月31日現在>

(1) 発行可能株式総数 3,955,250,000株

(2) 発行可能種類株式総数

普通株式	3,914,000,000株
B種優先株式	2,500,000株
D種優先株式	8,500,000株
H種優先株式	30,250,000株

(3) 発行済株式の総数

普通株式	1,524,205,275株
(自己株式 5,877株を除く。)	
B種優先株式	2,500,000株
H種優先株式	22,750,000株

(注) 2019年5月15日付の取締役会決議に基づき、2019年5月30日付でD種優先株式8,500,000株を取得し、同日付で当該株式を消却いたしました。

(4) 株主数

普通株式	9,785名
B種優先株式	1名
H種優先株式	1名

(5) 単元株式数 100株

(6) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
新生フィナンシャル株式会社	普通株式 1,446,267 千株	93.34 %
株式会社新生銀行	B種優先株式 2,500 H種優先株式 22,750 合計 25,250	0.16 1.46 1.62
松井証券株式会社	普通株式 9,237	0.59
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口9）	普通株式 3,576	0.23
株式会社エクシブ	普通株式 3,333	0.21
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	普通株式 3,274	0.21
株式会社エクシブネット	普通株式 2,268	0.14
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口5）	普通株式 1,951	0.12
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口4）	普通株式 1,709	0.11
T I S 株式会社	普通株式 1,449	0.09

（注）持株比率は自己株式（普通株式5,877株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等<2020年3月31日現在>

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
清水 哲朗	代表取締役社長	最高経営責任者 (CEO) (監査部 管掌)	株式会社アプラス代表取締役社長 社長執行役員 株式会社アプラスパーソナルローン 代表取締役社長 株式会社新生銀行常務執行役員個人 ビジネスユニット長シニアオフィサー グループ事業戦略 新生フィナンシャル株式会社取締役
奥田 正一	取締役		株式会社アプラス取締役専務執行役員 株式会社アプラスパーソナルローン 取締役
南光院 誠之	取締役	(総合管理部・財務部 管掌)	株式会社アプラス取締役専務執行役員 株式会社アプラスパーソナルローン 取締役 全日信販株式会社代表取締役会長
本多 俊郎	取締役	(信用リスク管理部 管掌)	株式会社アプラス取締役専務執行役員 株式会社アプラスパーソナルローン 取締役
鍵田 裕之	取締役		株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン 取締役 株式会社新生銀行執行役員リテール 業務支援担当兼グループ個人企画部 長
小座野 喜景	取締役		株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン 取締役 株式会社新生銀行取締役チーフオフィサー グループ事業戦略兼グループ 事業戦略部GM 新生フィナンシャル株式会社取締役
平沢 晃	取締役		株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン 取締役 株式会社新生銀行チーフオフィサー グループ組織戦略兼グループ人事 専務執行役員業務管理担当 新生フィナンシャル株式会社取締役
内川 治哉	取締役		弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー弁護士 SMC株式会社社外監査役

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職の状況
笠原 二郎	常勤監査役		株式会社アプラス 監査役 全日信販株式会社 監査役
小林 純一	監査役		株式会社アプラス 監査役 株式会社新生銀行グループ経営企画部 GM
保木野 秀明	監査役		小川・友野法律事務所 パートナー弁護士

- (注)
1. 取締役内川治哉氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役笠原二郎氏及び監査役保木野秀明氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、社外取締役である内川治哉氏及び社外監査役である保木野秀明氏を指定して同取引所へ届け出ております。
 4. 当事業年度中に辞任した会社役員

氏 名	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況	辞任年月日
鈴木 啓史	常勤社外監査役 株式会社アプラス 監査役 全日信販株式会社 監査役	2019年 6 月 26 日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報 酬 等 の 総 額 (基 本 報 酬)
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	10百万円 (4百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	22百万円 (22百万円)
合 計 (うち社外役員合計)	9名 (4名)	32百万円 (27百万円)

- (注) 1. 当事業年度の年度末時点での在任は、取締役8名及び監査役3名であります。報酬等支給人数は、取締役6名及び監査役3名であります。上記報酬支給人数には、2019年6月26日開催の当社定時株主総会をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 常勤の社内取締役5名は、当社子会社である株式会社アプラス及びその他会社の取締役または執行役員を兼務しており、上記以外に株式会社アプラスより、執行役員としての固定報酬及び賞与80百万円が支給されております。株式会社アプラス以外の子会社からの報酬等の支給、及びストックオプションはありません。
3. 当社は、2013年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止しており、報酬等の総額には、役員退職慰労引当金繰入額は含まれておりません。
4. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額150百万円であります。
(2006年6月29日開催の第51回定時株主総会決議)
5. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額50百万円であります。
(2006年6月29日開催の第51回定時株主総会決議)

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

氏名	地位	兼職する法人等	兼職の内容
内川 治哉	取締役	弁護士法人御堂筋法律事務所 SMC株式会社	パートナー弁護士 社外監査役
笠原 二郎	常勤監査役	株式会社アプラス 全日信販株式会社	監査役 監査役
保木野 秀明	監査役	小川・友野法律事務所	パートナー弁護士

- (注) 1. 株式会社アプラス及び全日信販株式会社は当社の子会社であります。
2. 弁護士法人御堂筋法律事務所及び小川・友野法律事務所は、当社グループと取引関係がありますが、一般株主と利益相反するような特別な関係はございません。

② 社外役員の主な活動状況 取締役会等への出席状況及び発言状況

氏名	地位	主な活動状況
内川 治哉	取締役	当事業年度に開催された当社取締役会11回のうち11回に出席し、弁護士の観点から、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。また、投資用マンションローンにおける審査書類の改ざん等の事案におきましては、特別調査委員会の委員として、事実認定、原因究明、再発防止策の提言を行いました。
笠原 二郎	常勤監査役	当事業年度に開催された当社取締役会11回のうち11回に出席し、また、同期間に開催された当社監査役会12回のうち12回に出席し、金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。また、投資用マンションローンにおける審査書類の改ざん等の事案におきましては、特別調査委員会の委員として、事実認定、原因究明、再発防止策の提言を行いました。
保木野 秀明	監査役	2019年6月26日就任以降、当事業年度に開催された当社取締役会7回のうち7回に出席し、また、同期間に開催された当社監査役会9回のうち9回に出席し、弁護士の観点から、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。また、投資用マンションローンにおける審査書類の改ざん等の事案におきましては、特別調査委員会の委員として、事実認定、原因究明、再発防止策の提言を行いました。

- (注) 独立役員の確保状況について、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、当社は、外観的に一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、社外取締役である内川治哉氏及び社外監査役である保木野秀明氏を指定して同取引所へ届け出ております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役内川治哉氏及び社外監査役保木野秀明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

内川治哉氏が当社の社外取締役として、保木野秀明氏が当社の社外監査役として、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、社外取締役及び社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める額をもって損害賠償責任の限度とする。

④ 社外役員の報酬等の総額及び当社の親会社又は当社の親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の総額	当社の親会社又は当社の親会社の子会社からの役員報酬等
社外取締役	1名	4百万円	一百万円
社外監査役	3名	22百万円	一百万円
社外役員計	4名	27百万円	一百万円

(注) 当事業年度の年度末時点の在任は、社外取締役1名及び社外監査役2名であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	114百万円

- (注) 1. 当社の子会社のうち会計監査人設置会社につきましても、有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
3. 当社監査役会は、会計監査人から提出のあった当該年度会計監査計画及び昨年度の報酬実績等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、合理性・相当性あるものと認め、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社及び当社の子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策態勢整備に向けた助言サービス、社債発行に係るコンフォート業務を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当すると認める場合は、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任する方針です。

また、監査役会は、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、会計監査人の解任又は不再任を目的とする株主総会議案の内容を決定します。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数及び議決権等の比率は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	1,476,680	流 動 負 債	1,013,140
現金及び預金	186,854	支払手形及び買掛金	17,826
割賦売掛金	683,508	信用保証買掛金	473,539
信用保証割賦売掛金	473,539	短期社債	176,300
リース投資資産	24,581	1年以内償還予定の社債	10,000
金銭の信託	99,560	短期借入金	106,500
その他	43,510	1年以内返済予定の長期借入金	79,768
貸倒引当金	△34,874	リース債務	4,506
固 定 資 産	38,642	未払法人税等	1,134
有形固定資産	6,422	賞与引当金	1,410
建物及び構築物	1,587	預り金	104,570
土地	3,004	割賦利益繰延	31,671
その他	1,830	その他	5,912
無形固定資産	22,469	固 定 負 債	436,688
ソフトウェア	22,469	社債	20,000
投資その他の資産	9,750	長期借入金	102,375
投資有価証券	167	長期債権流動化債務	286,729
退職給付に係る資産	2,860	リース債務	20,074
繰延税金資産	4,439	利息返還損失引当金	6,855
その他	2,282	退職給付に係る負債	52
繰 延 資 産	73	その他	601
社債発行費	73	負 債 合 計	1,449,828
資 産 合 計	1,515,396	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	65,942
		資本金	15,000
		資本剰余金	3,730
		利益剰余金	47,212
		自己株式	△0
		その他の包括利益累計額	△373
		その他有価証券評価差額金	△0
		退職給付に係る調整累計額	△373
		純 資 産 合 計	65,568
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,515,396

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
営 業 収 益		
包括信用購入あっせん収益	21,285	
個別信用購入あっせん収益	11,268	
信用保証収益	18,184	
融資収益	12,325	
金融収益	1,256	
(受取配当金)	(1,256)	
(その他)	(0)	
その他の営業収益	14,574	78,895
営 業 費 用		
販売費及び一般管理費	71,323	
金融費用	2,947	
(支払利息)	(2,654)	
(その他)	(293)	74,271
営 業 利 益		4,623
営 業 外 収 益		
預り金取崩益	112	
雑収入	52	164
営 業 外 費 用		
固定資産除却損	317	
雑損失	84	401
経 常 利 益		4,386
税金等調整前当期純利益		4,386
法人税、住民税及び事業税	561	
法人税等調整額	953	1,515
当 期 純 利 益		2,871
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		2,871

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	15,000	9,572	55,567	△0	80,140
当 期 変 動 額					
利益剰余金から資本剰余金への振替		11,227	△11,227		—
自己株式の消却		△17,069		17,069	—
親会社株主に帰属する当期純利益			2,871		2,871
自己株式の取得				△17,069	△17,069
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△5,842	△8,355	△0	△14,197
当 期 末 残 高	15,000	3,730	47,212	△0	65,942

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	—	400	400	80,541
当 期 変 動 額				
利益剰余金から資本剰余金への振替				—
自己株式の消却				—
親会社株主に帰属する当期純利益				2,871
自己株式の取得				△17,069
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△0	△774	△774	△774
当期変動額合計	△0	△774	△774	△14,972
当 期 末 残 高	△0	△373	△373	65,568

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社 アプラスフィナンシャル
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐藤 嘉雄 ㊦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 内田 彰彦 ㊦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渡邊 康一郎 ㊦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アプラスフィナンシャルの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプラスフィナンシャル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	68,054	流 動 負 債	63,024
現金及び預金	42,598	信用保証買掛金	9,548
営業貸付金	132	1年以内償還予定の社債	10,000
信用保証割賦売掛金	9,548	短期借入金	40,000
金銭の信託	10,609	未払金	3,173
その他	5,339	未払法人税等	190
貸倒引当金	△175	未払費用	39
		預り金	72
固 定 資 産	54,957	その他	0
投資その他の資産	54,957	固 定 負 債	20,006
関係会社株式	54,789	社債	20,000
繰延税金資産	160	その他	6
その他	7	負 債 合 計	83,030
繰 延 資 産	73	純 資 産 の 部	
社債発行費	73	株 主 資 本	40,053
		資本金	15,000
資 産 合 計	123,084	資本剰余金	3,750
		資本準備金	3,750
		利益剰余金	21,304
		その他利益剰余金	21,304
		繰越利益剰余金	21,304
		自己株式	△0
		純 資 産 合 計	40,053
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	123,084

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

科 目	金	額
	百万円	百万円
営 業 収 益		
信 用 保 証 収 益	145	
融 資 収 益	7	
金 融 収 益	1,037	
(受 取 配 当 金)	(1,037)	
(そ の 他)	(0)	
そ の 他 の 営 業 収 益	216	1,408
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	366	
金 融 費 用	261	
(支 払 利 息)	(239)	
(そ の 他)	(22)	627
営 業 利 益		780
営 業 外 収 益		
雑 収 入	0	0
経 常 利 益		780
税 引 前 当 期 純 利 益		780
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△55
法 人 税 等 調 整 額		△160
当 期 純 利 益		995

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

	株 主 資 本							純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	百万円 15,000	百万円 3,750	百万円 5,842	百万円 9,592	百万円 31,535	百万円 △0	百万円 56,126	百万円 56,126
当期変動額								
繰越利益剰余金 からその他資本 剰余金への振替			11,227	11,227	△11,227		-	-
自己株式の消却			△17,069	△17,069		17,069	-	-
当期純利益					995		995	995
自己株式の取得						△17,069	△17,069	△17,069
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								-
当期変動額合計	-	-	△5,842	△5,842	△10,231	△0	△16,073	△16,073
当期末残高	15,000	3,750	-	3,750	21,304	△0	40,053	40,053

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社 アプラスフィナンシャル
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐藤 嘉雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 内田 彰彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渡邊 康一郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アプラスフィナンシャルの2019年4月1日から2020年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告記載のとおり、当社は投資用マンションローンに係る審査書類の改ざんがあった等の報道を受け、社外の弁護士を委員長とする特別調査委員会で調査を実施した結果、収入証明書の改ざんが行われたと認定された案件はあったものの、当社グループの従業員の改ざんへの関与、並びに不動産評価について第三者評価機関による不動産評価が社内において改ざんされるなどの不正や第三者評価機関による不当な評価は認められず、また、既に投資用マンションローン等の投資用ローン商品についての新規取扱を廃止しております。しかしながら、特別調査委員会から収入証明書の改ざんを生じさせた背景として、投資用マンションローンの商品設計・審査体制上の問題や、ガバナンス・内部統制の体制に関する問題が指摘されたことから、当社取締役会としては投資用マンションローンのみならず、当社グループにおけるビジネス遂行全般の問題として真摯に受け止め、調査報告に示された再発防止策の提言を踏まえた具体的な再発防止策を策定したところであり、監査役及び監査役会としてはその実施についての当社取締役会の取り組みを引き続き監視・検証して参ります。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

株式会社アプラスフィナンシャル 監査役会

常勤監査役 笠原 二郎 印

監査役 小林 純一 印

監査役 保木野 秀明 印

(注) 常勤監査役笠原二郎、監査役保木野秀明は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

2019年5月30日にその発行済株式数のすべてを消却したD種優先株式については、関係条文を削除するほか所要の変更を行い、H種優先株式については、現在の発行済株式数に合わせて発行可能種類株式総数を減ずるものであります。また、発行可能種類株式総数の変更に合わせて、発行可能株式総数の変更を行うものであります。

(現行定款第12条の2削除、変更定款案第6条、第7条及び第12条の2乃至第12条の3)

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,955,250,000株</u> とする。	第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,939,250,000株</u> とする。
第 7 条 (発行可能種類株式総数) 当社の発行可能種類株式総数 は、次のとおりとする。	第 7 条 (発行可能種類株式総数) 当社の発行可能種類株式総数 は、次のとおりとする。
1. 普通株式については 3,914,000,000株	1. 普通株式については 3,914,000,000株
2. B種優先株式については 2,500,000株	2. B種優先株式については 2,500,000株
3. <u>D種優先株式</u> については <u>8,500,000株</u>	(削除)
4. H種優先株式については <u>30,250,000株</u>	3. H種優先株式については <u>22,750,000株</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>第12条の2 (D種優先株式)</p> <p>第12条の3 (H種優先株式)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">(H種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第38条第1項に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式を有する株主（以下「H種優先株主」という。）又はH種優先株式の登録株式質権者（以下「H種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は<u>当社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式を除く。以下、上記普通株式及びD種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。）を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当（以下「H種優先配当金」という。）を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。</u></p> <p>② (省略)</p> <p>2.～13. (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第12条の2 (H種優先株式)</p> <p style="text-align: center;">(現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">(H種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第38条第1項に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式を有する株主（以下「H種優先株主」という。）又はH種優先株式の登録株式質権者（以下「H種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者（以下、上記普通株式及びB種優先株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。）に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当（以下「H種優先配当金」という。）を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>2.～13. (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第12条の4 (優先順位)</p> <p><u>D種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。D種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。</u></p>	<p>第12条の3 (優先順位)</p> <p>H種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。</p>

第2号議案 取締役8名選任の件

現任取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	しみず てつ ろう 清水 哲 朗 (1967年10月11日生)	1990年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行） 入行 2015年5月 同行執行役員リテールバンキング 本部長 2015年6月 同行執行役員個人営業本部長 2015年6月 株式会社アプラス取締役 2015年6月 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 2015年6月 当社取締役 2016年4月 新生フィナンシャル株式会社取締役（現任） 2016年4月 株式会社新生銀行常務執行役員個人総括兼グループ事業戦略副担当 2017年4月 同行常務執行役員個人総括シニアオフィサーグループ事業戦略 2019年4月 同行常務執行役員個人ビジネスユニット長兼個人総括シニアオフィサーグループ事業戦略 2019年6月 同行常務執行役員個人ビジネスユニット長シニアオフィサーグループ事業戦略（現任） 2019年6月 株式会社アプラス代表取締役社長社長執行役員（現任） 2019年6月 株式会社アプラスパーソナルローン代表取締役社長（現任） 2019年6月 当社代表取締役社長最高経営責任者（CEO）（現任）	普通株式 10,000株
※ 2	しま だ たか ゆき 嶋 田 貴 之 (1967年5月27日生)	1991年6月 当社入社 2004年8月 当社船橋支店長 2006年6月 当社名古屋支店長 2010年6月 株式会社アプラス東京支店長 2014年1月 同社営業統括部長 2015年4月 同社事業部門副部門長兼営業統括部長 2016年4月 同社執行役員事業部門副部門長兼営業統括部長兼市場開発部長 2016年7月 同社執行役員事業部門副部門長兼営業本部長兼営業統括部長兼市場開発部長 2017年4月 同社執行役員事業部門副部門長兼営業統括部長 2018年4月 同社執行役員事業推進本部長兼営業統括部長兼西日本営業本部長 2019年4月 同社執行役員事業統括本部長兼営業統括部長 2019年7月 同社常務執行役員事業統括本部長兼営業統括部長 2019年10月 同社常務執行役員事業統括本部長兼カード事業本部長兼営業統括部長（現任）	普通株式 0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※3	とみ た まさ よし 富 田 昌 義 (1964年6月8日生)	1988年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 2006年9月 同行リテール業務部長 2012年2月 同行リテール業務部長兼リテール人材開発部長 2015年5月 同行執行役員リテール業務部長兼リテール人材開発部長 2015年6月 同行執行役員個人企画本部長 2016年4月 同行執行役員個人担当兼個人企画部長 2016年6月 当社監査役 2016年6月 株式会社アプラス監査役 2017年10月 株式会社新生銀行執行役員個人担当 2019年4月 同行執行役員個人ビジネス担当 2020年6月 株式会社アプラス参与（現任）	普通株式 0株
※4	ます だ ただし 増 田 忠 (1964年11月20日生)	1989年4月 当社入社 2003年10月 当社姫路支店長 2006年4月 当社北関東クレジットセンター長 2008年10月 当社西日本第一クレジットセンター長 2010年4月 株式会社アプラスオペレーションセンター（東京）センター長 2014年5月 同社オペレーションセンター（大阪）センター長 2018年6月 同社オペレーション統括部長 2019年6月 同社執行役員オペレーション統括部長（現任）	普通株式 23,400株
5	かぎ た ひろ ゆき 鍵 田 裕 之 (1969年5月16日生)	1992年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 2011年5月 当社執行役員 2013年4月 株式会社新生銀行経営管理統轄部長 2016年4月 同行グループ事業戦略部長 2017年4月 同行グループ事業戦略部GM 2019年4月 同行執行役員グループ個人企画部長 2019年6月 同行執行役員お客様サービス担当兼グループ個人企画部長 2019年6月 株式会社アプラス取締役（現任） 2019年6月 株式会社アプラスパーソナルローン取締役（現任） 2019年6月 当社取締役（現任） 2019年8月 株式会社新生銀行執行役員リテール業務支援担当兼グループ個人企画部長（現任）	普通株式 0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	こざの よし あき 小座野 喜 景 (1962年11月1日生)	<p>1986年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行） 入行</p> <p>2011年6月 同行常務執行役員プリンシパルトランザクシヨンス本部長</p> <p>2016年4月 同行常務執行役員特命担当（グループ事業戦略主担当）</p> <p>2016年4月 新生フィナンシャル株式会社取締役（現任）</p> <p>2016年6月 株式会社アプラス取締役（現任）</p> <p>2016年6月 株式会社アプラスパーソナルローン取締役（現任）</p> <p>2016年6月 当社取締役（現任）</p> <p>2017年4月 株式会社新生銀行チーフオフィサーグループ事業戦略常務執行役員（特命担当）</p> <p>2018年4月 同行チーフオフィサーグループ事業戦略（専務執行役員相当）</p> <p>2018年6月 同行取締役チーフオフィサーグループ事業戦略（専務執行役員相当）</p> <p>2019年4月 同行取締役チーフオフィサーグループ事業戦略（専務執行役員相当）兼グループ事業戦略部GM</p> <p>2020年4月 同行取締役チーフオフィサーグループ事業戦略（専務執行役員相当）（現任）</p>	普通株式 0株
7	ひら さわ あきら 平 沢 晃 (1963年5月29日生)	<p>1987年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行） 入行</p> <p>2012年4月 同行執行役員ポートフォリオ・リスク統轄部長兼市場リスク管理部長</p> <p>2015年4月 同行常務執行役員コーポレートスタッフ部門長兼総合企画部長兼金融円滑化推進室長</p> <p>2016年12月 新生フィナンシャル株式会社取締役（現任）</p> <p>2016年12月 株式会社アプラス取締役（現任）</p> <p>2016年12月 株式会社アプラスパーソナルローン取締役（現任）</p> <p>2017年4月 株式会社新生銀行チーフオフィサーグループ組織戦略兼グループ人事常務執行役員コーポレートサービス総括</p> <p>2017年6月 当社取締役（現任）</p> <p>2017年11月 株式会社新生銀行チーフオフィサーグループ組織戦略兼グループ人事常務執行役員業務管理担当</p> <p>2018年4月 同行チーフオフィサーグループ組織戦略兼グループ人事専務執行役員業務管理担当</p> <p>2020年4月 同行管掌グループ組織戦略、グループ人事、グループ総務、グループIT チーフオフィサーグループ法務・コンプライアンス専務執行役員業務管理担当（現任）</p>	普通株式 0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
8	うち かわ はる や 内 川 治 哉 (1970年10月31日生)	1998年4月 弁護士登録 御堂筋法律事務所入所 2005年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー弁護士(現任) 2006年6月 株式会社社長谷工コーポレーション社外監査役 2014年6月 当社社外取締役(現任) 2019年6月 SMC株式会社社外監査役(現任)	普通株式 0株

- (注)
1. ※は新任候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 各候補者の過去5年間及び現在における、当社の親会社である新生フィナンシャル株式会社、その親会社である株式会社新生銀行での業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
 4. 平沢晃氏の戸籍上の氏名は、平澤晃であります。
 5. 内川治哉氏は、社外取締役候補者であります。
 6. 社外取締役候補者の選任理由について
内川治哉氏につきましては、弁護士としての法曹界における経験・知見を活かした助言・提言を当社の経営に反映し、当社とは独立した立場から監督していただくため選任をお願いするものであります。
内川治哉氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。
 7. 内川治哉氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
 8. 当社は、内川治哉氏との間で会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同氏との当契約を継続する予定であります。
 9. 当社は、内川治哉氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が就任した場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出する予定であります。
 10. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役笠原二郎氏は辞任により退任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者松本恭平氏は、監査役笠原二郎氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の規定により、退任した同監査役の任期の満了する時までになります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
まつもと きょうへい 松本恭平 (1958年3月15日生)	1981年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 2003年6月 同行高松営業部長 2009年5月 同行営業第一部長 2011年2月 新生フィナンシャル株式会社取締役兼執行役員コーポレート・スタッフ部門長 2014年7月 同社取締役兼常務執行役員コーポレート・スタッフ部門長 2016年7月 同社取締役兼専務執行役員コーポレート・スタッフ部門長 2017年4月 株式会社新生銀行チーフオフィサーグループ法務・コンプライアンス 2017年7月 新生フィナンシャル株式会社取締役（現任）	普通株式 0株

- (注)
- 候補者は新任候補者であります。
 - 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 候補者の過去5年間及び現在における、当社の親会社である新生フィナンシャル株式会社、その親会社である株式会社新生銀行での業務執行者としての地位は、「略歴、地位及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
 - 候補者は、社外監査役候補者であります。なお、選任時には社外監査役としての要件を満たす予定です。
 - 社外監査役候補者の選任理由について
松本恭平氏につきましては、株式会社新生銀行チーフオフィサーグループ法務・コンプライアンスとしての専門的な知識・豊富な経験等に基づく助言等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - 会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、監査役全員の補欠として選任するものであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
たけむらのぼる 竹村登 (1961年6月12日生)	1985年4月 昭和リース株式会社入社 2011年4月 同社財務経理部門経営管理部長 2013年4月 同社財経・管理部門経営管理部長 2014年4月 同社執行役員財経・管理部門経営管理部長 2017年4月 株式会社新生銀行シニアオフィサーグループ企画財務 2020年4月 昭和リース株式会社執行役員業務管理部担当(現任) 2020年6月 同社監査役(就任予定)	普通株式 0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、補欠社外監査役候補者であります。なお、就任時には社外監査役としての要件を満たすことを条件といたします。
3. 補欠社外監査役候補者の選任理由について
竹村登氏につきましては、当社の親会社である株式会社新生銀行、同行の子会社である昭和リース株式会社における専門的な知識・豊富な経験等に基づく助言等を当社監査体制に活かしていただくため、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

以上

メ モ

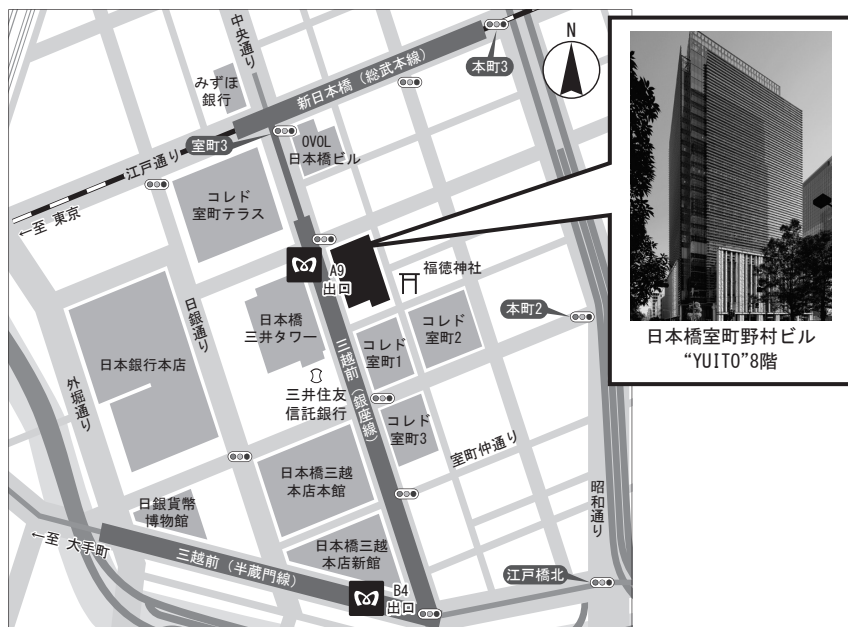
A series of horizontal dashed lines for writing practice, arranged in a column.

メ 毛

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

【会場】 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 日本橋室町野村ビル8階



[交通のご案内]

- 地下鉄—東京メトロ 銀座線・半蔵門線 三越前駅(A 9 出口方面)徒歩約1分
- 地下鉄—東京メトロ 半蔵門線 三越前駅(B 4 出口)徒歩約5分
- J R 線—総武本線 新日本橋駅(1 番出口)徒歩約4分

地下鉄三越前駅、JR新日本橋駅からは、地下道でYUITOに直結しています。

半蔵門線は改札からA 9 出口まで10分近くかかる場合があります。

※駐車場の用意はいたしていませんので、ご来場の際は、最寄りの交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

